

## 酒 税

### (2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	6	-
も ろ み	70	20

調 査 時 点 : 平成 15 年 3 月 31 日

用語の説明: 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、③これにこうじを混和したものをいう。  
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。